

PCB 廃棄物の処理期限が迫っています！

- PCB 廃棄物は、法律に定められた期間内に処理しなければなりません。
- 事業所や倉庫で PCB 使用機器が使用・保管されていないか確認するとともに、PCB 使用機器が確認された場合は、期限内の計画的な処理をお願いします。

■ PCB が使用された電気機器など

主に電気機器の絶縁油として使用されてきましたが、有害であることが判明し、昭和47(1972年)年に製造、使用などが禁止されました。



変圧器



コンデンサー



業務用照明器具の安定器

【参考】 PCB 含有の有無の判別方法

○高濃度 PCB 廃棄物【変圧器・コンデンサーなど】

昭和28年から昭和47年に国内で製造された機器が対象、機器の銘板により確認

○高濃度 PCB 廃棄物【安定器】

昭和52年3月以前の事業用建物の照明器具に設置されている可能性あり、機器の銘板などにより確認

○低濃度 PCB 廃棄物【変圧器・コンデンサーなど】

製造年により低濃度 PCB 汚染の可能性があり、対象機器は絶縁油の PCB 濃度を分析し確認

【その他の電気機器など】

・上記の電気機器ほか、X線装置や溶接機などの非自家用電気工作物内コンデンサーについても PCB 含有絶縁油が使用されたものの存在も明らかになっております。

【使用された機器の例】 X線装置(医療用・工業用)、溶接機、エレベーター制御盤

・これらの機器うち昭和55年以前までに製造・販売されたものは該当する可能性があります。



(例)溶接機

■ PCB 廃棄物の処分期間

- 高濃度 PCB 廃棄物【変圧器・コンデンサー】：2022(令和4)年3月31日まで
- 【安定器など】：2023(令和5)年3月31日まで
- 低濃度 PCB 廃棄物：2027(令和9)年3月31日まで

処分期間終了まで
残りわずか！

※高濃度 PCB に該当する機器は、現在使用中であっても使用を止め、期間内に処分する必要があります。
(低濃度 PCB 使用機器についても、計画的に使用を中止し、期間内に処分してください。)

※処分期間後に未処理の機器が確認された場合は、行政処分や罰則の対象となります。(地方自治体を含む)

■ PCB 廃棄物の処分先

- 高濃度 PCB 廃棄物 → 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)北海道 PCB 処理事業所
- 低濃度 PCB 廃棄物 → 国の無害化処理認定施設または許可施設

■ PCB 廃棄物を確認したら

行政への届出や処分業者(JESCOなど)との契約が必要です。最寄りの行政機関にご連絡をお願いします。

問 北海道胆振総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 ☎ 0143-24-9575
北海道環境生活部 環境局循環型社会推進課 大気環境係 ☎ 011-204-5192